

令和5年度第3回観音寺市総合教育会議議事録

日時	令和5年11月24日（金） 午前9時～午前9時40分	
場所	観音寺市役所本庁舎2階201会議室	
委員	観音寺市長 教育長 教育委員 教育委員 教育委員 教育委員	佐伯 明浩 十河 聖司 大久保 健二 秋山 晴雄 豊嶋 起公子 茨木 孝治
事務局	政策部長 企画課長 企画課長補佐 教育部長 教育総務課長 教育総務課長補佐	薦田 等 合田 知史 山下 光広 中山 久城 高橋 真人 井上 淳

会議次第

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) パブリック・コメントの結果について
  - (2) 観音寺市教育大綱について
  - (3) その他
- 3 閉会

教育部長

皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

定刻がまいりましたので、ただ今より令和5年度第3回観音寺市総合教育会議を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、佐伯市長より御挨拶をお願いいたします。

市長

本日は、令和5年度第3回観音寺市総合教育会議の開催にあたり、十河教育長をはじめ、教育委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらずご参集を賜りありがとうございます。また、常日頃から本市教育行政にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

本日の会議では、前回策定の観音寺市教育大綱案について、パブリック・コメントを実施いたしましたので、その結果を報告すると共に、観音寺市教育大綱改定についての協議を予定しております。皆様方の率直な、忌憚ないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育部長

本日の進行につきましては、私、観音寺市教育委員会事務局教育部の中山が務めさせていただきます。

それでは、議題に移らせていただきます。議題（１）は、パブリックコメントの結果についてであります。前回の会議で決定いただきました、観音寺市教育大綱の改定案につきまして、10月2日から10月31日までの30日間、観音寺市パブリック・コメント手続要綱に沿いまして、パブリック・コメントを実施いたしました。その結果につきまして、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長

それでは、先月10月2日から10月31日の間で実施いたしました、観音寺市教育大綱案のパブリック・コメントについてご説明いたします。

観音寺市教育大綱案に対するご意見は、お手元の説明資料1ページのとおり、8名の方から、合計28件いただきました。提出方法は、直接持参いただいた方が5名、メールによる方が3名でした。なお、説明資料の2ページ以降で取りまとめておりますご意見は、提出のあった順に付番しておりますことから、これより先の説明で、ご覧いただくページが前後いたしますことをご了承ください。また、大綱案も適宜ご覧いただきながらの説明となりますが、説明資料2ページ以降の該当箇所欄に記載しているページが、大綱案において該当するページとなっております。例えば、No.1のご意見は、基本理念に関することで、大綱案では、1ページに記載しているという意味です。

最初に、いただいたご意見を項目別で集計いたしましたところ、大綱案の基本理念に関する内容が5件、基本目標に関する内容が2件、基本方針I-1の「確かな学力と豊かな人間性の形成」に関する内容が3件、基本方針I-2の「特別支援教育の推進」及びI-3の「幼保こ小中連携教育の推進」に関する内容が各2件、基本方針I-4の「学校施設の改修と統合の推進」に関する内容が8件、基本方針I-5の「食育の推進と学校給食施設の整備」に関する内容が3件、基本方針IV-1の「スポーツ環境の整備」及び全体に関する内容が各1件、その他が1件という結果でした。また、各項目別の複数意見は、その内容が類似している傾向がございました。

まず、基本理念に関するご意見は、説明資料2ページのNo.1、5ページのNo.6、7ページのNo.12、8ページから9ページにかけてのNo.15、9ページから11ページにかけてのNo.17が該当します。これらのご意見は、教育基本法に定められている教育の目的（特に、「人格の形成」）を基本理念に掲げるべきであることのほか、教育を取り巻く環境の変化や、「いじめ」「不登校」など、学校現場での具体的課題をもう少し盛り込むべきであるという内容が多い傾向にありました。

先程申し上げましたとおり、類似したご意見が多かったことから、同じ趣旨のもの

につきましては、説明を省略させていただきますが、教育大綱は、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策等を策定するものではないということを踏まえ、説明資料の2ページNo.1に対する市の考え方は、【基本理念において、「教育を取り巻く環境は急激に変化し」と記載しており、ご意見の点についても、この表現に包含していると考えています。】といたしました。なお、この表現は、大綱案1ページ1段落目の2行目に記載しています。

引き続き、説明資料5ページのNo.6をご覧ください。教育基本法第1条に規定されている、教育の目的に関する内容を考慮すべきであるとのご意見ですが、こちらに対する市の考え方は、【教育基本法は、全ての教育に関わる者が、その趣旨を踏まえて教育を推進しなければならないものと考えています。本教育大綱におきましても、基本理念や基本方針I-1の中で、同法に規定されている教育の目的を反映しているものと考えています。】といたしました。本市といたしましては、大綱案1ページの基本理念において、2段落目の2行目からですが、「次代を担う子どもたちには、生きる力を育むとともに、ふるさとへの誇りと夢や志を持って、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手として、自らの将来を切り拓いていく力を育てたい」としてしております。また、大綱案3ページの基本方針I-1における2つ目の白丸では、「他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心などの道徳性や社会性等、豊かな人間性を育む」としており、これらの表現は、教育基本法に規定されている教育の目的を反映しているものと考えているからであります。

次に、基本目標に関するご意見は、説明資料2ページのNo.2及びNo.3が該当します。こちらにつきましても、基本理念でのご意見同様、直近の環境等の変化に対する具体的な施策を盛り込むべきであるという内容でした。

まず、No.2に対する市の考え方は、【教育大綱は、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策等を策定するものではありません。ご意見の点につきましては、現在も各学校の実情に応じて対応しております。】といたしました。

また、No.3に対する市の考え方は、前段の外国籍の住民への日本語教育は、外国人の受入や共生を推進する視点で取り組むべき課題であることから、【貴重なご意見として関係課等と情報共有させていただきます。】とし、後段につきましては、【外国籍の児童・生徒の学びにつきましては、市内拠点校に専任教員を配置したり、各学校に支援員を配置したりして、日本語の指導や生活・学習の支援を行っています。】といたしました。

次に、基本方針I-1に関するご意見は、説明資料5ページのNo.7、7ページのNo.13、11ページのNo.18が該当します。

まず、5ページのNo.7につきましては、「いじめ」や「不登校」を基本方針I-1へ追加すべきであるとの内容ですが、市の考え方は、【教育大綱は、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策等を策定するものではありません。なお、基

本方針 I-1 に記載の他人を思いやる心、道徳性や社会性等、豊かな人間性を育むことが、「いじめ」や「不登校」への対応につながるものと考えています。】といたしました。

引き続き、説明資料 7 ページの No.13 は、大綱案 2 ページの基本目標 I に掲げている「豊かな人間性を育む教育の推進」という表現に対し、3 ページの基本方針 I-1 では、なぜ「学力」が先に表現されてるのかとの内容ですが、こちらにつきましては、【「豊かな人間性」も「確かな学力」もいずれも大切であると考えており、いずれかを優先するものではございません。】といたしました。

次に、基本方針 I-2 に関するご意見は、説明資料 11 ページの No.19 及び 13 ページの No.26 が該当します。いずれも、特別支援学級一学級の児童生徒数の定員減に関する要望でした。これに対する市の考え方は、11 ページの No.19 に記載しておりますとおり、【ご意見ありがとうございます。なお、特別支援学級一学級の児童生徒の数につきましては、その見直しを国や県に対して要望しております。】といたしました。

次に、基本方針 I-3 に関するご意見は、説明資料 6 ページの No.8 及び 11 ページの No.20 が該当します。いずれも、小中一貫校に対する反対意見ですが、このことは、本大綱に記載していないため、説明資料 6 ページの No.8 に対する市の考え方とおり、【ご意見ありがとうございます。】といたしました。

次に、基本方針 I-4 に関するご意見は、説明資料 2 ページの No.4、2 ページから 5 ページにかけての No.5、6 ページの No.9、7 ページから 8 ページにかけての No.14、9 ページの No.16、11 ページの No.21、12 ページの No.25、13 ページの No.27 が該当します。ご意見の多くは、学校統廃合に対する否定的なご意見ですが、市の考え方は、2 ページの No.4 に記載しておりますとおり、【施設の改修につきましては、子どもたちが意欲的に学ぶことができる安全で快適な環境を整備するため、計画的に取り組んでおります。統合につきましては、今後の児童・生徒数の推移や施設の老朽化等の状況を踏まえるとともに、地元住民や保護者の皆様のご意見を拝聴しながら検討してまいります。】といたしました。

次に、基本方針 I-5 に関するご意見は、説明資料 6 ページから 7 ページにかけての No.10、11 ページから 12 ページにかけての No.22、14 ページの No.28 が該当します。内容につきましては、新学校給食センターによる給食の提供や民間運営に対する反対意見などに加え、食材の地産地消を推進する要望でした。これに対する市の考え方は、説明資料 6 ページの No.10 に記載しておりますとおり、【現在、令和 7 年 9 月の供用開始に向け、PFI 手法による新学校給食センターの整備事業を進めているところであり、SPC（特別目的会社）の安定的な運営につきましては、市による業務確認や金融機関の関与により、ご意見の様な事態となる前に対応できる体制を整えております。】といたしました。また、地産地消の推進につきましては、説明資料 11 ページの No.22 に記載しておりますとおり、【新学校給食センターの供用開始後におきましても、食育や地産地消の取り組みは、市が主体となって継続してまいります。】といたしました。

次に、基本方針 IV-1 に関するご意見は、説明資料 7 ページの No.11 が該当します。部活動の地域移行に関する推進方針を教育大綱に入れるべきであるとの内容ですが、こ

れに対する市の考え方は、No.11に記載しておりますとおり、【教育大綱は、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策等を策定するものではありません。なお、部活動の地域移行につきましては、「観音寺市立学校に係る部活動の方針」を改定する中で検討してまいります。】といたしました。

次に、全体に関するご意見である説明資料12ページのNo.24につきましては、これまで説明いたしましたの市の考え方と重複するため、説明を省略させていただきます。また、同じページのNo.23につきましては、その他としてのご意見ですが、記載のとおりで、説明は省略させていただきます。

以上、パブリック・コメントに対する市の考え方を説明いたしましたが、観音寺市教育大綱案につきましては、原案通りとさせていただきたいと考えております。

教育部長 只今事務局から、パブリック・コメントの結果説明報告がありました。ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

委員 パブリック・コメント実施結果のNo.3、外国籍の子どもたちへの支援についてですが、市の考え方にあるとおりであります。市内拠点校へ、県から専任教員を加配いただいているのが、今後打ち切りとなった時に、どう考えているのか伺いたい。

教育長 先日観音寺小学校において、日本語初期指導の体制について、検証を進めるということで、県の義務教育課から課長補佐と担当の指導主事者が来られました。現状としては、観音寺小学校の専任教員が、各学校への巡回や、リモートで指導を行っています。委員さんご指摘の、専任教員は、国の加配になりますが、これが切られると置けなくなるので、県教育委員会には、国の加配措置が無くなった場合でも、県単独の予算での加配措置の存続を申し出ているところです。

教育部長 他にご意見等ございませんか。

委員 教育大綱の趣旨からしますと、基本的なことを定めるということですので、個別具体的な意見・ご提案をいただきましたが、教育大綱にのっとり、具体的に実施していくということで、教育大綱そのものを変える必要は無いのではないかと思います。

教育部長 他にご意見等ございませんか。

委員 教育大綱は、根本となる方針を示すものですので、これでいいと思います。パブリック・コメントの意見にある、具体的な施策については、例えば、学校教育では、毎年作成している、リーフレットを活用し説明することもいいと思います。

教育部長 他にご意見等ございませんか。

委員 支援学級の1学級の児童生徒数上限の8名については、以前から国や県に要望はしていますが、なかなか実現しないままとなっています。市としては、現在、多人数の特別支援学級については、支援員を増配置するなど、できる限りの対応は出来ていると思います。

教育部長 他にご意見等ございませんか。  
パブリック・コメントについて、いただいたご意見に対する市の考え方については、説明したとおりでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育部長 今回多くの意見をいただきましたが、教育大綱は変更せずに、原案どおりとする事でよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育部長 パブリック・コメントの実施結果については、市のホームページで公表させていただきます。

続きまして、議題（2）となります。観音寺市教育大綱についてであります。事務局より、改定案の字句の訂正の提案がありますので、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長 それでは、大綱案最終ページの7ページをご覧ください。2段落目に朱書きにて下線を入れています。パブリック・コメントでのご意見ではございませんが、総合振興計画の前に「市」が抜けておりましたので、事務局にて訂正させていただきました。

教育部長 先程の字句の訂正について何かご意見等ございますか。

委員 異議なし。

教育部長 それでは、お手元の観音寺市教育大綱の改定案につきまして、この内容で、観音寺市教育大綱の改定版として決定したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

教育部長 それでは、承認いただきましたので、案をお取りいただきまして、観音寺市教育大綱とさせていただきます。

続きまして、大綱等公表等の今後のスケジュールにつきまして、教育総務課長より

説明いたします。

教育総務課長

それでは、今後のスケジュールについて説明いたします。

まず、先程ご説明いたしました、パブリック・コメントの結果につきましては、12月1日から市のホームページで公開する予定です。

次に、本日賛同いただきました、「観音寺市教育大綱」につきましては、12月15日に、市議会12月定例会全員協議会で報告いたします。その後、市ホームページに掲載し、来年1月末に配布される広報2月号において、市民の皆様にお知らせしたいと考えています。

教育部長

それでは、議題（2）の観音寺市教育大綱についての協議は以上とさせていただきます。

次に、議題（3）のその他になりますが、本日協議した内容以外に、何か協議したい事項、意見交換したい事項等ありましたら、よろしく願いいたします。

市長

先程委員さんからご意見がありました、外国籍の児童生徒への専任教員の配置についてですが、国に対して予算要望が必要となります。現場からの声ですので、県の市長会を通じて、全国の市長会の要望に繋げていきたいと思っております。

教育部長

他にございませんか。

無ければ、最後に、閉会のご挨拶を十河教育長よりお願いいたします。

教育長

3回に渡る総合教育会議を経て、本日新たな観音寺市の教育大綱を策定することが出来ました。現行の教育大綱は、8年前、平成27年の12月の総合教育会議で策定されました。そこから8年を経て、市の総合振興計画を踏まえた、新たな教育大綱が出来上がりました。パブリック・コメントでは8名の方から、28件のご意見をいただきました。多いのか少ないのか判断は出来ませんが、一つ一つのご意見は、市民の方の教育への関心であったり、期待であったりと思っています。その中には、当面对応していかなければならない大きな課題もありますので、そうしたことは、今後、それぞれ関係部署や教育委員会の中で具体的な施策として、市民の方、また、子どもたちや学校の先生に見える形でお返ししていけたらと考えております。地域・家庭・学校が一つとなって、子どもを育てる、学校を育てていただく施策を進めて参りたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

教育部長

以上をもちまして、令和5年度第3回観音寺市総合教育会議を閉会いたします。